

報告第26号

武雄市長職務執行者について

武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町の廃置分合に伴う職務執行者に関する協議が別紙のとおり調ったので、報告する。

平成18年1月19日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町の廃置分合に伴う職務執行者に関する
協議書

平成18年3月1日から武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町を廃し、その区域をもって新たに武雄市を設置することに伴う武雄市長職務執行者について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1条の2第1項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

武雄市長職務執行者 永尾 光義

平成18年1月11日

武雄市長 古 庄 健 介

山内町長 永 尾 光 義

北方町長 松 本 和 夫